

5. 計画の実現に向けて

本市街地総合再生計画の実現化を図るため、まちづくりの主役である市民と行政が連携し、役割分担を行いながら、重点的に整備が必要な地区等から、以下に基づき、順次取り組みを推進する。

①庁内各課での総合的な取組の実施

本市街地総合再生計画は、11年の長期間に渡る計画であると共に、多分野、多所管に跨る宇都宮市都心部の再生に関する総合的な計画である。そのため、関係する各課相互に連携・調整を図りながら着実な計画の実現を図る。

②まちづくり活動をリードする主体の育成・組織化

民間主体の共同化の推進、地域が一体となったイベントの推進、地元住民のニーズに沿ったテナントの誘致等においては、ノウハウと実行力を持って、これらの活動をリードしていく主体が不可欠である。市民の中から「まちづくりのリーダーとなりうる人材」を見つけ、育成するとともに、既存組織の活用・再編や新規組織の設立も含め、まちづくりを先導する主体を育成していく。

③市民のまちづくり意識の啓発

都心部を再生するためには、まちづくりの主役である市民に、宇都宮のことを更に知ってもらい、まちのことを考えるようになってもらい、実際まちづくり活動に携わってもらうことが重要である。そして、そのような人が増えることは、「まちづくりのリーダー」の更なる誕生に確実に結びついているはずである。そのためにも、シンポジウムやイベントの開催、広報活動や情報発信、まちづくりの市民参加の促進等を通じて、積極的なまちづくり意識を刺激する啓発活動を展開していく。

④既存制度の積極的な活用や新たな制度の導入に向けた取り組みの推進

少子高齢化等の社会情勢、財政的状況に対応しつつ、効果的な整備を推進するためにも、民間活力を活かしながら再生を進めていくことが重要であることから、地域優良賃貸住宅制度等既存制度を積極的に活用する。それと同時に、既存制度等の活用の方法等に関するPRのあり方を検討し、市民等が制度を積極的に活用することのできる土壌づくりを行う。また、優良建築物等整備事業等の市にとっての新たな制度の導入に向けた取り組みを進める。